



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月8日
第469号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	1
製材業者の登録 (びわ湖材流通推進課)	2
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	2
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	3
○ 公 告	
株式会社村田製作所 (仮称) 守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告 (環境政策課)	4
地域森林計画の変更の案の縦覧公告 (森林政策課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	6
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	6
一般競争入札の公告 (警察本部会計課)	6
落札者決定の公告 (管理課)	8
随意契約の相手方決定の公告 (DX推進課)	8
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖東)	9
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (湖東)	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (湖東)	9
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告 (大津・南部)	10
○ 病院事業庁規程	
※滋賀県病院事業の業務運営における目標管理等に関する規程の一部改正	10
○ 病院事業庁公告	
一般競争入札の公告	10

告 示

滋賀県告示第437号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和5年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年12月8日(金)から令和6年1月11日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査 (Web試験方式) 令和6年1月22日(月)および23日(火)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和6年1月26日(金)および27日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査 (Web試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査

ア 実施場所

- (7) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
(4) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第438号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	製材業者	
	住所	氏名
中部森林整備事務所	近江八幡市中村町690	株式会社カワサキ 代表取締役 川崎孝雄

滋賀県告示第439号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 保安林予定森林の所在場所 長浜市西村町字とんび315、316、寺師町字板杭336、337
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第440号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 保安林予定森林の所在場所 甲賀市信楽町牧字西川1441、1441-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

滋賀県告示第441号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 起業者の名称 近江八幡市

2 事業の種類 竹町墓地移設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 近江八幡市竹町字西畑地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に関する事業に該当することから法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について

本件事業の起業者である近江八幡市は、本件事業を円滑に進めるため、令和2年第1回(3月)市議会定例会において、墓地移設については、竹町墓地整備委員会と協議していくことを報告した。また、事業に要する経費については、令和5年第1回(3月)市議会定例会で議決を得ている。

したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 現在の竹町墓地は、竹町字川バタ地先および竹町字下川原地先において日野川の高水敷に位置している。天井川である日野川の周辺は、浸水被害を受けやすく、台風による被害が度々発生している。このような状況のため、滋賀県では平成22年7月に「淀川水系東近江圏域河川整備計画」を策定し、これに基づく河道改修の支障となる現竹町墓地の移設が急務となっている。

また、現竹町墓地は日野川河川堤防内にあるため、河川の増水による墓地の流失や損壊を受けるだけでなく、河川法上の制約を受けるため、駐車場、便所や四阿などの施設整備が困難な状況である。また、アクセスも悪く、墓地環境は旧態のまま昔から進展していない状況であり、墓地使用者からも早急な墓地の移設を求められている。

これらを踏まえ、近江八幡市では、河川等による災害リスクが低く、大半の使用者の居住地である近江八幡市竹町地先に新たに墓地を整備し、現竹町墓地から集団で移設を行うこととした。集団移設が進めば、墓地の流失、損壊の恐れもなくなり、駐車場やバリアフリー等の環境整備も可能となる。また、住民生活に密着した環境衛生施設として、持続性が確保されるとともに、日野川河川改修事業の円滑な推進も可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)または滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)等による環境影響評価の対象事業ではないため、環境影響を総合的に評価する詳細な調査は実施していないが、現地視認および文献調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により近江八幡市が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業用地には文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、近江八幡市文化振興課と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、候補地を3か所に絞り、墓地使用者の居住地からの距離、土地の利用規制ならびに面積および形状、接道条件、工事の難易など、社会的、技術的および経済的な面から比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと

認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 現竹町墓地は、(3)アで述べたとおり、日野川の高水敷に位置しており、河川の増水による墓地の流失や損壊を受けるだけでなく、河川法上の制約を受けるため施設整備が困難な状況であり、日野川河川改修事業の進捗にも支障を来すことから、できるだけ早い時期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 近江八幡市都市整備部国・県事業推進室

公

告

株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨(以下「事業者」という。)から送付のあった株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和5年12月4日に述べたので、同条第4項において読み替えて準用する同条例第9条第6項の規定により公告する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正すること。また、論理に飛躍の無いよう丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容とすること。

(2) 本事業は、JR守山駅近傍にある宿泊施設等の跡地において高層建築物を新築し、研究開発拠点とするものである。対象事業実施区域の周辺は市街地であり、マンション、戸建て住宅、店舗等が立地している。

このため、周辺住民の生活環境や他の事業活動に影響を及ぼさないよう環境対策を講じるとともに、工事実施時の騒音測定結果等を随時提供するなど、周辺住民等に対して丁寧な説明に努めること。

(3) 事業者は、地球環境に配慮した建物を目指し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の発生抑制およびリサイクル等に取り組むほか、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)等の認証取得を検討している。

このため、こうした環境負荷削減に関する取組を可能な限り具体的に示すこと。

また、評価書手続以降に具体化する取組についても、事業者のホームページ等に掲載するなど積極的な公表に努めること。

(4) 本事業に係る計画建物は、周辺の建築物に比べて高層となることから、駅前の新たな景観形成に資する一方、湖南地域を代表する景観資源である三上山への眺望景観に影響のある地点が認められる。

このため、建物形状や色彩について配慮し、景観への影響を極力低減すること。

2 個別的事項

(1) 大気質 工事実施時の重機の稼働による影響と工事用車両の走行による影響が個別に予測評価されているが、実際は両方の作業が同時に行われるため、それらの複合的な影響についても予測評価すること。

- (2) 電波障害 地上デジタル放送への影響が予測評価され、環境保全措置が講じられる予定であるが、衛星放送への影響も生じる可能性があるため、予測評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- (3) 水象・水質 工事実施時に発生する濁水の対策や、地下工事実施時に地下水位を低下させるために設置される揚水井戸の配置等について、具体的な内容が記載されていないため、関係する情報を示すこと。
なお、濁水の対策については、放流先河川の状況を確認し、工事による影響が認められる場合は、追加の対策を講じる必要があることに留意すること。
地下水の揚水が行われる期間には、大量の地下水が河川に放流されるため、放流先河川の水温や水質の変化について考察すること。また、地下水位の低下に伴う周辺河川の水位変化の可能性についても考察し、それらの結果に応じて水質の予測評価に関する記述を見直すこと。
なお、記述の見直しに当たっては、濁水の処理等を行った後の排水も河川に放流されることに留意すること。
- (4) 動物 鳥類の衝突(バードストライク)対策として庇^{ひさし}の設置等の対策が示されているが、その内容や効果に関する説明が不十分であるため、該当する記述を見直すこと。
- (5) 景観 計画段階配慮書および環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえ、適切な対応が行われてきたが、三上山への眺望景観への影響が認められる「えんまどう公園」における予測評価結果については、他の地点と比べ説明が不十分であるため、記述を見直すこと。
また、対象事業実施区域東側から視認される比叡山から比良山地にかけての眺望景観について、計画建物が及ぼす影響を考察し、必要に応じて記述を追加すること。
- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖南地域森林計画(計画期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで)を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 森林計画区の名称 湖南
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1
滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 令和5年12月8日から令和6年1月9日までの各縦覧場所における執務時間内

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき湖北地域森林計画(計画期間 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで)を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 森林計画区の名称 湖北
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2

滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758

3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 令和5年12月8日から令和6年1月9日までの各縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 お宝発見水口店 甲賀市水口町北泉一丁目131ほか
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 店舗の営業については、深夜営業によって考えられる懸念点を理解し、地域住民との協議内容や意見等にも誠意を持って対応してください。
 - (2) 雇用については、地元での積極的な採用を進めてください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和5年12月8日から令和6年1月9日まで

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

東近江市が令和5年12月8日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画(宮荘町南部)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

一般競争入札の公告

DX運転免許管理システムの賃貸借およびシステム移行業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名、委託業務名および数量 DX運転免許管理システム(搬入等を含む。)、システム移行業務一式
 - (2) 借入物品および委託業務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間および履行期限 令和7年1月1日(水)から令和11年12月31日(月)まで、契約締結日から令和7年3月31日(日)まで
 - (4) 借入場所および履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル、情報処理

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、技術審査機能証明書、提案機器等・役務一覧表、システム構築事業者の要件を証する書類の写し

(2) 提出期限 令和6年1月11日(木)正午まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231 (内線2263)

(2) 契約条項を示す期間 令和5年12月8日(金)から令和6年2月20日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月21日(水)の午前9時から午前10時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和6年2月21日(水)午前10時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年2月21日(水)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総貸貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased and consignment : DX driver' s license management system and System migration work, 1 set
- (2) Deadline for tender : 10 : 00, February 21, 2024
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量

- (1) 総合教育センターほか30施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 5,583キロワット
 - イ 総予定使用電力量 8,016,400キロワット時
- (2) 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 5,167キロワット
 - イ 総予定使用電力量 6,984,900キロワット時

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 落札者を決定した日 令和5年11月27日(月)

4 落札者の氏名および住所

- (1) 株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- (2) 株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号

5 落札金額

- (1) 214,435,346円
- (2) 192,554,518円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年10月24日(火)

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年12月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 第二次滋賀県情報システムサーバ統合基盤機器更新・運用保守業務 一式

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3388

- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年9月25日(月)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤健 大分県大分市東春日町17番57号
- 5 随意契約に係る契約金額 59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第30号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年12月8日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
笑ケアサービス	彦根市長曾根南町438番地テラスビル3F	株式会社三橋ケアサービス 代表取締役 三橋泰幸	彦根市長曾根南町438番地テラスビル3F	訪問介護	2570201174	令和5.11.30

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第31号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年12月8日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
みどりや訪問看護ステーション	彦根市肥田町1013-2	株式会社ミドリヤ 代表取締役 藤井大輔	京都府京都市下京区四條通寺町東入御旅町17番地	介護予防訪問看護	令和5.12.1	2560290237

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年12月8日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアサポート和み	彦根市本町一丁目9-24 フィオーレ本町2FC室	株式会社コネクト	彦根市城町一丁目4-8	居宅介護 重度訪問介護	令和5.12.1	2510200815

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年12月8日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	今 江 博 志	守山市今浜町3231番地

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第17号

滋賀県病院事業の業務運営における目標管理等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第22号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月8日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第2条第1項中「3年以上5年以下の期間において達成すべき」を削り、「定めた」の右に「中期的な」を加え、同条第2項第1号中「(前項の期間の範囲内で病院事業庁長が定める期間をいう。以下同じ。)」を削る。

付 則

この規程は、令和5年12月8日から施行する。

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立精神医療センターに係る電気供給業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年12月8日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 入札に付する事項

(1) 調達物品名および数量 滋賀県立精神医療センターで使用する電気

ア 予定契約電力 353キロワット

イ 総予定使用電力量 4,511,100キロワット時(3年間)

(2) 調達物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。

(3) 調達期間 令和6年4月計量日の0時から令和9年4月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所 滋賀県立精神医療センター(草津市笠山八丁目4番25号)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4314

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
 - (7) 公告日時点で公表されている1キロワット時あたりの二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況および需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組等に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。
- (1) 必要とする書類
 - ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)
 - イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し
 - ウ 環境配慮状況等証明書(入札説明書で示す別紙様式4)およびその根拠を示す書類
 - (2) 提出期間 令和5年12月8日(金)から令和5年12月21日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
 - (3) 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局 〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号 電話 077-567-5001 郵送による場合は、書留郵便(一般書留もしくは簡易書留)によりこの期間内に必着させること。
また、この場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和5年12月27日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。
 - (5) その他必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県立精神医療センター事務局 〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号 電話 077-567-5001 F A X 077-567-5033 電子メール nb04@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和5年12月8日(金)から令和6年1月23日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
 - (3) 入札説明書等の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方>入札・売却・指定管理>公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会 入札説明会は行わない。
 - (5) 質問および回答の方法等 令和5年12月8日(金)から令和5年12月27日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)に、指定の質問書様式に質問内容等の必要事項を記入し、持参、F A Xまたは電子メールにより、4(1)に示す場所へ提出すること。なお、F A Xまたは電子メールにより質問書を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
質問書の提出のあった者へ随時、F A Xまたは電子メールで回答するとともに、質問受付締切後、3開院日を目途に滋賀県立精神医療センターホームページ「滋賀県立精神医療センター>病院案内>入札情報のお知らせ」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/byoin/nyusatsu/index.html>)に取りまとめた全ての質問および回答の内容を掲載する。
 - (6) 入札書の受領期間 令和5年12月28日(木)から令和6年1月23日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)郵送による場合は、書留郵便(一般書留もしくは簡易書留)によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。
 - (7) 開札の日時および場所 令和6年1月24日(水)10時30分 精神医療センター大会議室
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総計金額(入札金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格と

するので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加する者が、必要な資格を有すると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4(6)に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は3年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を滋賀県に請求することができる。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity used in Shiga Psychiatric Medical Center, electrical power planned in the contract : 353kW, total estimated electrical power : 4, 511, 100kWh
- (2) Deadline for tender : 16 : 00, January 23, 2024
- (3) For further information, contact : Hospital Secretariat, Shiga Psychiatric Medical Center, 8 - 4 - 25 Kasayama, Kusatsu-shi, Shiga 525 - 0072 Japan TEL : 077 - 567 - 5001 E-mail : nb04@pref.shiga.lg.jp